

文京区精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱

13	文保保第125号	平成13年	6月15日	区長決定
16	文保保第57号	平成16年	4月20日	改正
19	文保保第146号	平成19年	11月16日	改正
23	文保予第481号	平成23年	9月30日	改正
24	文保予第819号	平成25年	3月25日	改正
27	文保予第609号	平成27年	4月1日	改正
28	文保予第1290号	平成29年	3月31日	改正
30	文保予第1084号	平成30年	12月28日	改正
2020	文保予第2257号	令和2年	12月4日	改正
2021	文保予第2377号	令和3年	4月1日	改正

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人等（以下「法人等」という。）が設置運営する精神障害者グループホームの運営に要する経費の一部を補助することにより、精神障害者の地域社会における生活の場を確保し、その自立と社会参加を促進することを目的とする。

(通則)

第2条 精神障害者グループホームに対する運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、文京区補助金等交付規則（昭和49年12月文京区規則第44号）に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づく東京都知事又は八王子市長による指定を受けたグループホームとする。

(補助対象経費)

第4条 区長は、法第5条第17項に規定する共同生活援助を実施するグループホームの安定的な運営を図るため、東京都障害者グループホーム支援事業取扱要領（20福保障居第3985号。以下「要領」という。）に基づき、当該グループホームの運営に係る経費の一部を補助する。

2 前項に規定するもののほか、区長は、要領第2条第1号に規定する滞在型グループホームに対し、要領第12条第2号の規定の例により補助金の交付を行う。

(補助金の額の算定)

第5条 補助金の額の算定については、別表1及び別表2に定めるとおりとし、予算の範囲内を限度とする。

(補助の条件)

第6条 要領第3条第1号、第2号、第6号及び第7号に規定する助成は、助成の対象となるグループホームごとに、次の各号の条件をいずれも満たしている場合に補助するものとする。

(1) 福祉サービス第三者評価の受審

ア 福祉サービス第三者評価を3年に1回受審すること。この場合において、3年の起算日（以下「起算日」という。）は、最後に福祉サービス第三者評価の受審（以下「受審」という。）を完了した月の翌月1日とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けたグループ

ホームについては、指定日から3年間は適用しない。

ウ 受審が完了せずに3年を経過した場合は、起算日から3年を過ぎた月から受審が完了した月までのサービス提供分について、助成を受けることができない。

(2) 外部研修等受講

ア 助成を受けようとする年度の前年度に、グループホーム全体で一定数以上の世話人又は生活支援員が、当該グループホームを運営している法人以外の者による外部研修等を受講すること。この場合において、「一定数以上」とは、事業年度の前年度の4月1日時点のグループホームの定員数を30で除した数（小数点以下切上げ）とし、また、「外部研修等」とは、運営法人以外の者が、当該グループホームの事業所外又は事業所内で実施する研修であり、主として障害理解に関する内容の研修とする。

イ アの規定は、平成30年4月1日以降新たに指定（指定更新を除く。）を受けたグループホームについては、指定日を含む年度及びその翌年度は適用しない。

ウ アの規定を満たさない場合は、翌年度のサービス提供分について助成を受けることができない。

※ グループホーム運営事業者は、ユニットごとに、勤務している世話人又は生活支援員のうち一人以上が、年に1回以上外部研修等を受講するよう努めること。

(3) 書類の保存

グループホームは、第1号及び第2号に係る書類を5年間保存し、区から求めがあった場合は、これを速やかに提出すること。

(補助金の請求)

第7条 補助金の助成を受けようとする法人等は、月を単位として運営費等請求書に關係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の支出)

第8条 区長は、前条の規定により提出された請求書を審査し、適当であると認めたときは、補助金を毎月支出するものとする。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、決定の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表2（第5条関係）

東京都障害者グループホーム都単価表（運営費以外の助成）

○加算（単価／日額）

項 目	金 額	摘 要
通過型加算	9 2 6 円	—
夜間加算	9 9 1 円	—
精神科医療連携体制加算	3 3 0 円	平成31年1月1日から適用

○家賃助成（滞在型に入居している知的障害者、身体障害者又は難病患者等に限る。）

区分	入居者の所得額	摘 要
1	月額73,000円 未満	月額24,000円 ただし、家賃の額が24,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。
2	月額73,000円 以上 97,000円 未満	月額12,000円 ただし、家賃の額が12,000円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。

※所得基準等は別表3による。

○施設借上費（精神障害者又は通過型の入居者に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 69,800円 ただし、家賃の額が69,800円を下回る場合は、当該家賃の額とする。 なお、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給対象となる入居者にあつては、上記金額から特定障害者特別給付費を控除した額を限度とする。	① 入居者の居住する居室の家賃、更新料及び礼金 ② 生活保護対象者の住宅扶助は除く。

○施設借上費（通過型に限る。）

施設借上費額	摘 要
月額 69,800円	1 入居者が退去した居室の家賃、更新料及び礼金 2 交流室（1室）の家賃、更新料及び礼金

○開設準備経費（主たる対象が精神障害者であるグループホームに限る。）

基準額	摘 要
309,000円	○開設に必要な備品の購入費 ○備品購入に伴う設備工事費 ※援護の実施者は、グループホームが所在する市町村とする。